

平成26年4月1日

事業主 各位

(公財) 河内長野市勤労者福祉サービスセンター事務局

慶弔給付制度一部変更のお知らせ

事業主の方々におかれましては、本センターの事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本センターでは、会員皆様の相互扶助を目的とし、各種給付金制度を設けており、慶弔共済保険に関しては、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会と保険契約を締結しています。このたび、保険業法の改正に伴い、同協会より慶弔共済制度が一部変更されたとの連絡がありましたので、次のとおりお知らせ致します。

変更点については、平成26年4月1日より、「会員本人の死亡弔慰金」について、すべての死亡から疾病死亡と不慮の事故による死亡に変更となっております。また、下記の表に記載がある原因等で死亡された場合は、死亡弔慰金の支給対象外となります。

何か不明な点がありましたら、本センターまでご連絡ください。

つきまして、本センター加入の従業員様に別添パンフレットを一部配布していただきますようよろしくお願い申し上げます。

死亡弔慰金（会員本人）支払対象外 「疾病」にも不慮の事故にも該当しない範囲

死亡原因として	嚥下傷害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息」
	飢餓、渇き、自然死（老衰）等
不慮の事故の免責事由として	故意または重大な過失（自殺を含む）
	法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
	酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

[お問い合わせ先]

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター 事務局

電話 0721-53-9900

FAX 0721-52-2606